

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（入札前審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

令和7年8月8日

静岡県知事 鈴木康友

1-1 公告日 令和7年8月8日

1-2 入札執行者 静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センター長 鈴木 巧

1-3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。） 〒439-0037 静岡県菊川市西方2780

静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センター 総務課 電話 0537-35-2291

E-mail chusho-somu@pref.shizuoka.lg.jp

1-4 工事内容等

入札番号	第10号
工事名	自動給餌システム等修繕工事
工事場所	菊川市西方2780
工事概要等	豚舎の自動給餌システムの復旧工事、照明・コンセント設置工事
工期	契約締結の翌日から令和8年3月13日限り
使用する主要な資機材	ドライブユニット、動力盤 等

1-5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
①静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	機械器具設置工事
②許可の種類	建設業法による機械器具設置工事業の許可
③同種工事の施工実績	平成20年4月1日以降（完成し引渡しが済んでいるものに限る。）に、国、地方自治体又は民間（国又は地方自治体からの補助事業とし採択されたものに限る。）から建築面積（合計）1,000㎡以上の畜舎等の畜産関係建築物工事（機械器具設置工事を伴うもの）の元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が50パーセント以上の場合のものに限る。なお、静岡県発注工事での施工実績に係る工事成績評定が64点以下の場合、同種工事の施工実績として認めない。

④右に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。	平成20年4月1日以降（完成し引渡しが進んでいるもの）に、1-5③の工事と同種の工事の施工経験を有する者
⑤その他の条件	本入札公告「2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の条件を全て満たしていること

1-6 入札日程等

入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）及び設計図書等の配布	公告の日の翌日から令和7年8月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで次の場所で配布する。 配布場所：静岡県菊川市西方2780 静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センター総務課
申請書及び入札参加資格確認資料（以下「資料」）の提出期限等	公告の日の翌日から令和7年8月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までに前記申請書及び設計図書等の配布先に持参すること。
入札参加資格の確認通知	令和7年8月20日（水）までに文書により通知する。
入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和7年8月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前9時から午後5時まで 前記申請書及び資料の提出先に持参のこと
上記の回答期限	令和7年8月26日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に文書により通知する。
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告の日から令和7年8月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書、特記仕様書、図面を配布する。 なお、「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「木造建築工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事においては、設計書の代わりに数量書を交付する。
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から令和7年8月21日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）期間内の午前9時から午後5時まで
上記の回答書縦覧等の期間	令和7年8月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に文書により通知する。
入札日時、場所	令和7年8月27日（水） 午前10時00分 静岡県畜産技術研究所中小家畜研究センター 小会議室
入札書等の提出	入札日時に入札場所に以下の書類を提出すること。 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工

	事費) 内訳書及び工事費積算資料。
入札価格 (工事費) 内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。 また、入札後12か月以内に、発注機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。

1-7 設計図書等に関する質問に対する回答

質問者に回答を郵送するとともに、申請書及び資料を配付した者全員に通知するとともに、申請書及び資料の提出先で縦覧する。

1-8 その他

前払金	請負代金の60%以内 (ただし中間前払金20%を含む)
部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。
契約書作成	要
工程表の提出	要
工事工程月報	要
I S Oを活用した監督業務	適用可
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
火災保険付保の要否	要
法定外の労災保険付保の要否	要
当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。
建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。
建設業法による電気工事業許可を受けている者を下請業者として設定できること。
入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱 (平成元年8月29日付け管第324号) に基づく入札参加停止 (以下「入札参加停止」という。)を受けていないこと。

静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認申請書（申請書）及び入札参加資格確認資料（資料）の提出は、(2)のとおりとし、持参すること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認等

入札参加資格確認基準日	申請書、資料の提出期限の日
申請書	様式第2号
入札参加資格の確認	申請書及び資料の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
同種工事の施工実績の確認	○ 同種工事の施工実績を確認できる書類を提出すること。 ・ 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）工事カルテの写し等
配置予定技術者等の資格・施工経験の確認	○ 1-5に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の施工経験を確認できる資料を提出すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者に関する資料を提出することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者とすることができる。 専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して20日目（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。なお、工場製作のみが行われている期間と現場施工の期間を明確に区分することができる場合、工場製作から現場施工に移行する際に、主任技術者又は監理技術者を交代することができる。また、工場製作のみが行われている期間については、専任での配置は不要とする。この場合、専任での配置が不要な期間については、契

	<p>約後に受発注者が協議して決定する。</p> <p>専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。</p> <p>○ 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する（契約前にあつては、入札保証金に相当する額を、契約後にあつては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない。）。</p> <p>○ 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の未完成等により技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止を行う場合がある。</p> <p>○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所の専任技術者でないことを証する書類（建設業許可の申請時又は更新時に提出する書類に添付する営業所の専任技術者を確認できる書類（写しで可）） ・ 当該技術者との雇用関係を証する書面（健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し ・ 監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し <p>○ 同種工事の施工経験を確認できる書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）工事カルテの写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告（入札前審査型・個別事項）1－5に記載） ・ 同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
許可通知書の写し	建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し（申請書提出日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの）を提出
入札参加資格	有効な「建設工事入札参加資格の審査結果」通知の写し

- ・ 申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しな

い。

- ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ・ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- ・ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

配布等の方法	本入札公告 1-6 に記載
質問	書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の方法等

入札の方法	書面による入札とする。 入札日時に以下の書類を提出すること。 <ul style="list-style-type: none">・ 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。
その他 注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

受付	入札後に提出すること。
様式	様式第6号
取扱い	様式第6号入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備があ

	る場合は入札を無効とする場合がある。
--	--------------------

2-7 開札等

開札	入札会場において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
入札の無効	<p>本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、〔現場説明を行う場合〕〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。また、低入札価格調査に協力しないことにより無効とする場合がある。</p> <p>なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該入札は無効とする。</p>
落札者の決定方法	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した工事にあつては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。調査基準価格を設定した工事にあつて、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札者とする。</p> <p>なお、入札価格が「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第11条の「契約しない基準額」未満の場合は、当該入札を無効とする。</p>

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	<p>① 入札保証金 免除。</p> <p>② 契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。</p>
契約書の作成	要： 契約書案を設計図書等と同時に配布する。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	<p>① 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があつた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。</p> <p>③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。</p>

	<p>* 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加停止の措置を受けることがある。</p>
<p>労働関係法令等遵守の誓約書の作成</p>	<p>事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。</p> <p>① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第7号）</p> <p>② 本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第8号）の写し</p>
<p>その他</p>	<p>① 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。</p> <p>② 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>③ 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。</p> <p>④ 1－5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、入札参加資格確認基準日迄に、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。</p> <p>⑤ 落札決定後に入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。</p> <p>イ アにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>⑥ 本工事の下請人については、静岡県内に建設業法に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。</p> <p>⑦ <u>本公告内で指定する様式については、申請書、資料、設計図書等と同時に配布する。</u></p> <p>⑧ その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。</p>